

令和4年度  
商標審査の質についての  
ユーザー評価調査報告書

令和4年10月  
特許庁

## 目次

1. 調査の概要.....	3
(1) 背景.....	3
(2) 本調査の目的.....	3
(3) 調査方法.....	3
(4) 調査票.....	4
(5) 調査対象者.....	4
(6) 回収結果.....	5
2. 集計結果.....	5
(1) 商標審査全般の質に関する調査の集計結果.....	5
①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について.....	5
②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について.....	7
③商標審査に関する個別項目に係る質に対するコメント（意見・要望）について.....	25
④今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について.....	26
⑤商標五庁（TM5）との商標審査の質の比較について.....	27
3. 集計分析.....	31
(1) 回答内容の詳細分析.....	31
①個別項目の評価と全体評価との相関分析.....	31
(2) 分析結果のポイント.....	34
①全体の傾向.....	34
②個別の重点事項.....	34
(i) 識別性の判断.....	34
(ii) 審査官間の判断の均質性.....	35
(iii) 基準・便覧との均質性.....	36
(iv) 審判決との均質性.....	36
(v) 類似性の判断.....	37
(vi) 主張の把握.....	37
(vii) 指定商品・役務の判断.....	37
(viii) 拒絶査定の内容・記載ぶり.....	38

(ix) 拒絶理由通知書等の内容・記載ぶり.....	38
(x) 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション.....	39
4. 令和3年度調査結果との比較検証.....	40
5. 調査結果のまとめ.....	41
6. 今後のユーザー評価調査に向けて.....	42
(付録) 調査票.....	43

## 1. 調査の概要

### (1) 背景

近年、企業活動や地域振興の場において、ブランドの重要性はますます高まっており、商標制度に関する世間一般の認知度が向上しているとともに、ブランド戦略を支える商標制度に対する期待も高まっています。このような状況下において、事業者による商標権の活用を通じて、商標が出所識別機能等の役割を発揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようにするためには、商標審査において、法令・商標審査基準等の指針のもと、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を推進していくことが重要です。このような認識のもと、特許庁は、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「商標審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を2014年8月に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります」という原則を掲げています。

また、品質検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザーの声を品質管理施策に反映させるため、ユーザー評価調査を実施しています。

本報告書では、調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

### (2) 本調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査は、商標審査の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、商標審査の質の現状を把握するためのデータとして活用すると共に、今後の商標審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるどころの「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、商標審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

本調査は、商標審査において改善すべき点をユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて明らかにし、商標審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っています。

### (3) 調査方法

今年度は、下記（5）のように抽出した調査対象者に対し、電子メール、電話連絡により、調査への協力を依頼するとともに、オンラインにより下記（4）の調査票を実施しました。

回答期間は約3か月とし、この期間内での回答を依頼しました。本調査は、令和4年5月～7月にオンラインにより調査票の配布及び回収を順次実施しました。

#### (4) 調査票

以下の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

調査票：商標審査全般の質についての調査

なお、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

また、調査票における個別項目の内容に応じて、「満足／厳しい／広い」「比較的満足／やや厳しい／やや広い」「普通／同等」「比較的不満／やや厳しくない／やや狭い」「不満／厳しくない／狭い」の5段階評価、もしくは、「良くなってきている」「変化していない」「悪くなってきている」の3段階評価にて回答を依頼しました。

#### (5) 調査対象者

調査対象者は、商標登録出願に係る出願人（外国出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表1に記載のとおりです。

表1. 調査対象者・調査対象案件の選定方法等

項目		内容
調査対象者	内国出願	令和2年度における、筆頭出願人（内国出願人）としての商標登録出願件数上位360者と中小企業より抽出した商標登録出願件数上位20者の合計380者を対象として実施する。
	外国出願	令和2年度における、筆頭出願人（外国出願人）としての商標登録出願件数上位40者を対象として実施する。
調査対象者数		合計420者

## (6) 回収結果

表2は、調査票の回収率を示したものです。

表2. 調査票の回収結果

	対象者数	回答者数	回収率	(参考) 昨年度 回収率
商標審査全般の質について	420 者	379 者	90.2%	88.3%

## 2. 集計結果

### (1) 商標審査全般の質に関する調査の集計結果<sup>1</sup>

#### ①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

- ・商標審査に関する全体としての質の評価において、「普通」以上の評価の割合は91.3%であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると、49.3%の割合を示しました。
- ・最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、「良くなっている」の評価が19.4%の割合を示しました。
- ・昨年度と比較すると、商標審査に関する全体としての質の評価においては「満足」の割合が増加するものの「比較的満足」の割合が減少し、全体の肯定的な回答の割合は減少しており、不満層において「不満」の割合が減少するものの「比較的不満」の割合が増加しており、全体の否定的な回答の割合は増加しています。最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、「良くなっている」の肯定的な回答の割合は増加していますが、「悪くなっている」の否定的な回答の割合も増加しています。

表3及び図1は、商標審査における審査官の判断の的確性、通知内容及び審査官とのコミュニケーション等について、全体としてどのように感じているかにつき、5段階評価を集計したものです。また表4及び図2は、過去1年の傾向についての評価を集計したものです。

<sup>1</sup>本報告書内では、「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計しました。

表3. 全体評価

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	35	9.2%	8.4%	6.9%	5.0%	8.0%	5.6%	6.7%	5.6%
4:比較的満足	152	40.1%	41.5%	40.8%	37.2%	39.7%	42.7%	43.8%	42.1%
3:普通	159	42.0%	41.8%	43.6%	48.0%	45.3%	44.5%	43.5%	38.3%
2:比較的不満	32	8.4%	7.8%	8.1%	9.0%	6.7%	6.4%	4.6%	11.7%
1:不満	1	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	0.3%	0.8%	1.5%	2.3%
合計	379	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図1. 全体評価の割合

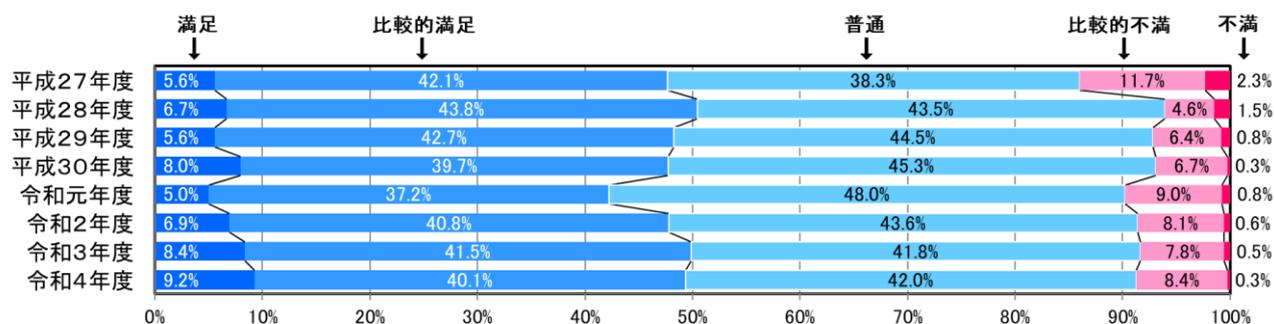
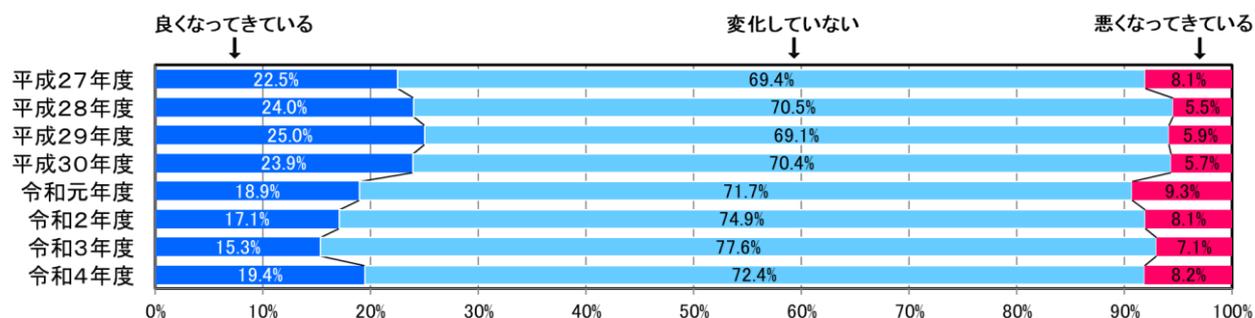


表4. 最近の傾向 (1年間)

3段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
3:良くなってきている	69	19.4%	15.3%	17.1%	18.9%	23.9%	25.0%	24.0%	22.5%
2:変化していない	257	72.4%	77.6%	74.9%	71.7%	70.4%	69.1%	70.5%	69.4%
1:悪くなってきている	29	8.2%	7.1%	8.1%	9.3%	5.7%	5.9%	5.5%	8.1%
合計	355	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図2. 最近の傾向 (1年間)



## ②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について

- ・「普通」以上の評価の割合が9割以上を占める項目は、16項目中10項目ありました。
- ・個別項目の中で「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合が高かったのは、「識別性の判断」(19.7%)、「審査官間の判断の均質性」(19.4%)及び「審判決との均質性」(18.7%)の項目でした。

図3及び図4は、商標審査に関する個別項目に係る質について、5段階評価を集計したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票（付録）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

識別性の判断（3. ①-1）、類似性の判断（3. ①-2）、指定商品・役務の判断（3. ①-3）、主張の把握（3. ①-4）、基準・便覧との均質性（3. ②-1）、審判決との均質性（3. ②-2）、審査官間の判断の均質性（3. ②-3）、【拒絶理由】必要な説明（3. ③-1-1）、【拒絶理由】理解しやすい文言（3. ③-1-2）、【補正指示】必要な説明（3. ③-2-1）、【補正指示】理解しやすい文言（3. ③-2-2）、【補正指示】適切な応答（3. ③-2-3）、【拒絶査定】必要な説明（3. ③-3-1）、【拒絶査定】理解しやすい文言（3. ③-3-2）、【拒絶査定】適切な応答（3. ③-3-3）、電話、面接等における審査官とのコミュニケーション（3. ④）

図3. 個別項目への評価の度数分布

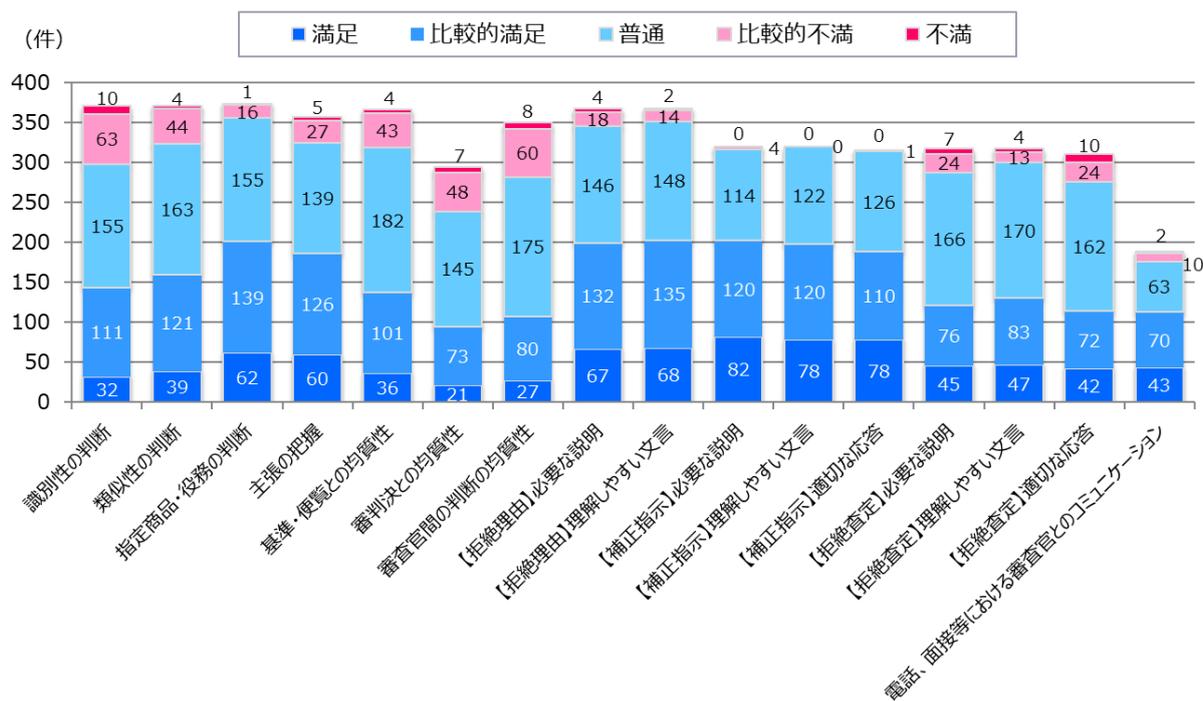
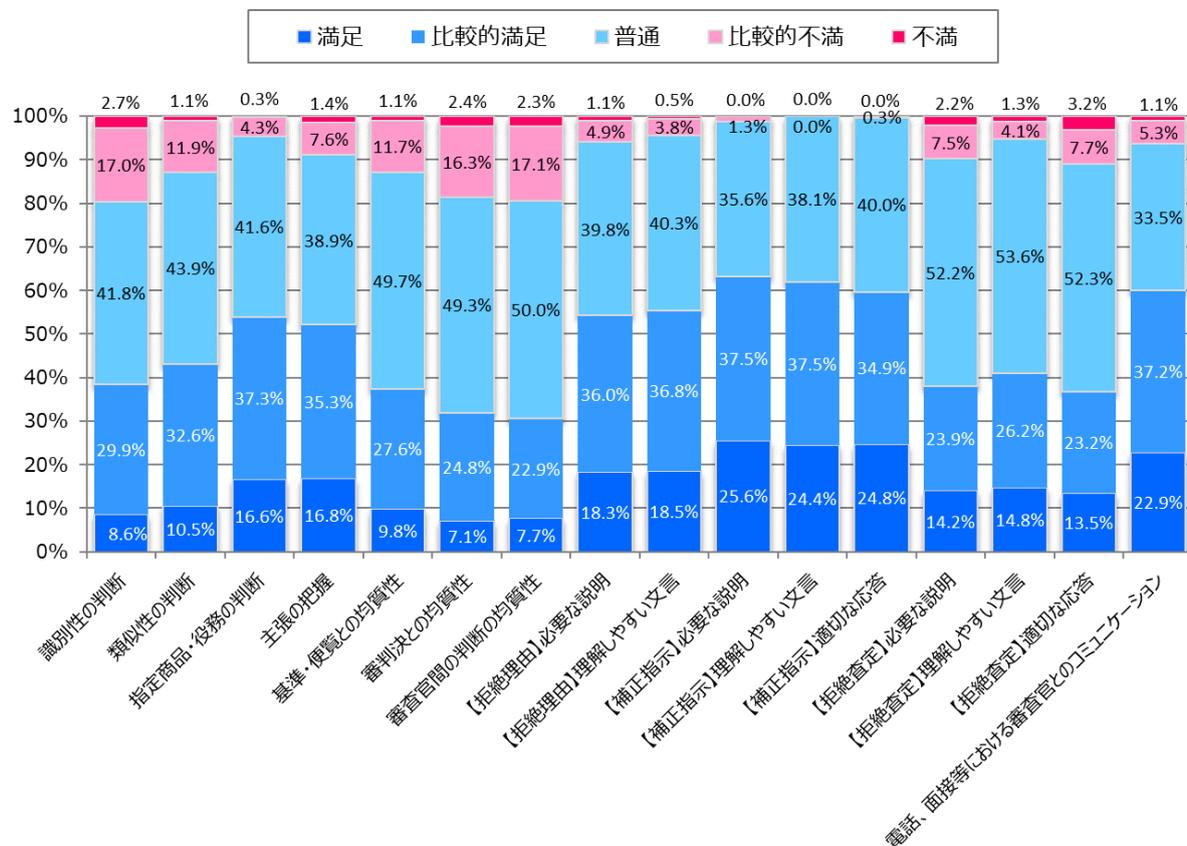


図4. 個別項目の評価の割合

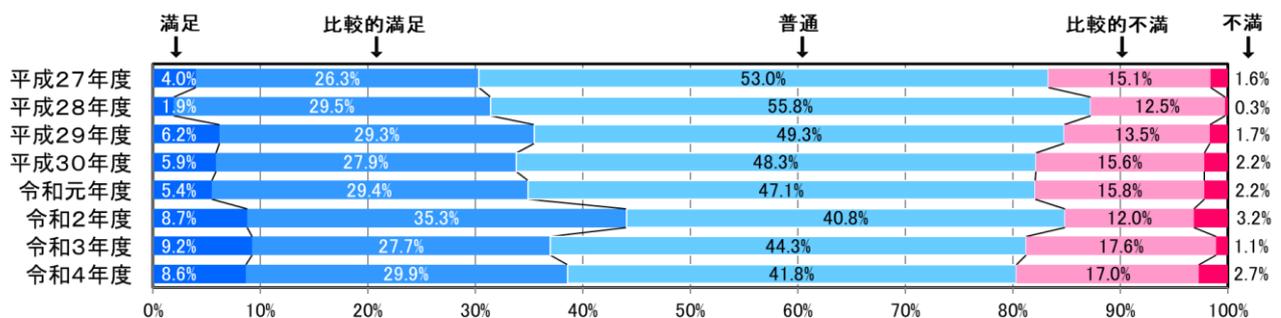


- ・ 識別性の判断について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は 38.5%であり、昨年度(36.9%)より 1.6%増加しています。
- ・ 「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は 19.7%であり、昨年度(18.7%)より 1.0%増加しています。

表 5-1. 識別性の判断

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	32	8.6%	9.2%	8.7%	5.4%	5.9%	6.2%	1.9%	4.0%
4:比較的満足	111	29.9%	27.7%	35.3%	29.4%	27.9%	29.3%	29.5%	26.3%
3:普通	155	41.8%	44.3%	40.8%	47.1%	48.3%	49.3%	55.8%	53.0%
2:比較的不満	63	17.0%	17.6%	12.0%	15.8%	15.6%	13.5%	12.5%	15.1%
1:不満	10	2.7%	1.1%	3.2%	2.2%	2.2%	1.7%	0.3%	1.6%
合計	371	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図 5-1. 識別性の判断

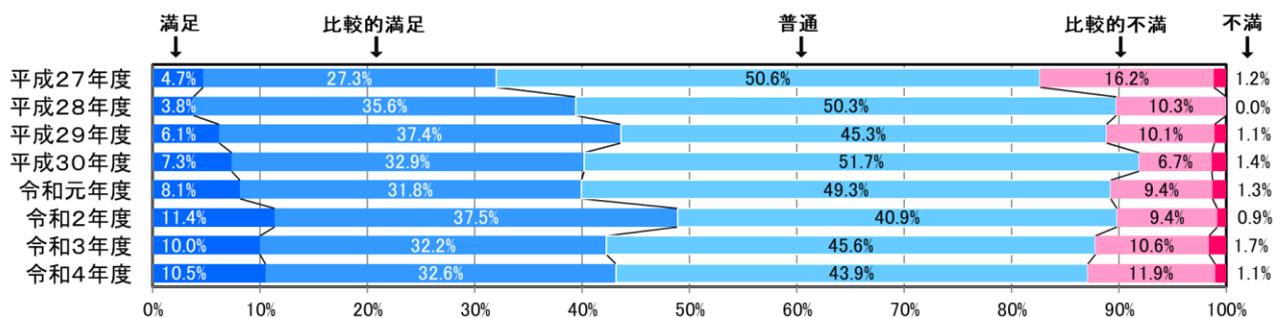


- ・類似性の判断について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は43.1%であり、昨年度(42.2%)より0.9%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は13.0%であり、昨年度(12.3%)より0.7%増加しています。

表5-2. 類似性の判断

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	39	10.5%	10.0%	11.4%	8.1%	7.3%	6.1%	3.8%	4.7%
4:比較的満足	121	32.6%	32.2%	37.5%	31.8%	32.9%	37.4%	35.6%	27.3%
3:普通	163	43.9%	45.6%	40.9%	49.3%	51.7%	45.3%	50.3%	50.6%
2:比較的不満	44	11.9%	10.6%	9.4%	9.4%	6.7%	10.1%	10.3%	16.2%
1:不満	4	1.1%	1.7%	0.9%	1.3%	1.4%	1.1%	0.0%	1.2%
合計	371	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-2. 類似性の判断

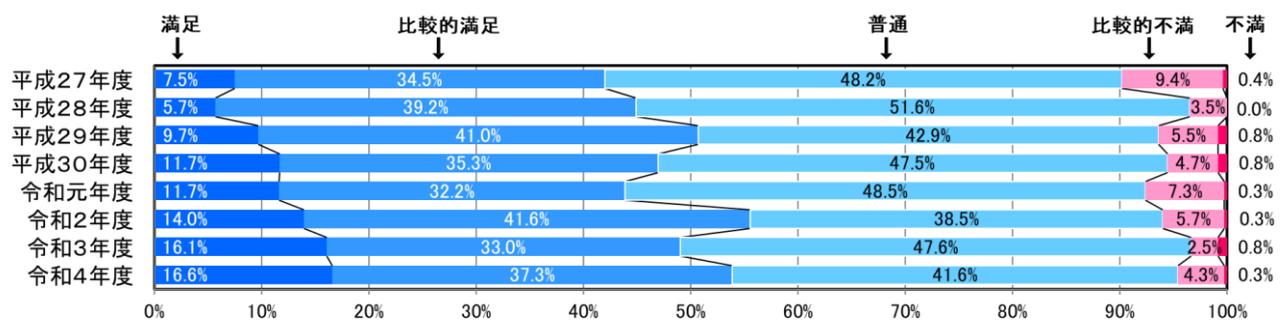


- ・指定商品・役務の判断について、「普通」以上の評価の割合は 95.5%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は 53.9%であり、昨年度(49.1%)より 4.8%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は 4.6%であり、昨年度(3.3%)より 1.3%増加しています。

表 5-3. 指定商品・役務の判断

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	62	16.6%	16.1%	14.0%	11.7%	11.7%	9.7%	5.7%	7.5%
4:比較的満足	139	37.3%	33.0%	41.6%	32.2%	35.3%	41.0%	39.2%	34.5%
3:普通	155	41.6%	47.6%	38.5%	48.5%	47.5%	42.9%	51.6%	48.2%
2:比較的不満	16	4.3%	2.5%	5.7%	7.3%	4.7%	5.5%	3.5%	9.4%
1:不満	1	0.3%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.8%	0.0%	0.4%
合計	373	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図 5-3. 指定商品・役務の判断

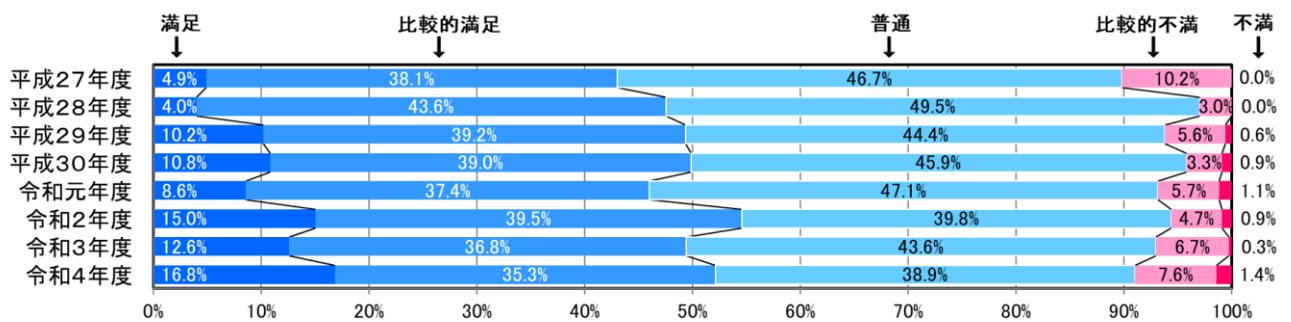


- ・主張の把握について、「普通」以上の評価の割合は91.0%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は52.1%であり、昨年度(49.4%)より2.7%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は9.0%であり、昨年度(7.0%)より2.0%増加しています。

表5-4. 主張の把握

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	60	16.8%	12.6%	15.0%	8.6%	10.8%	10.2%	4.0%	4.9%
4:比較的満足	126	35.3%	36.8%	39.5%	37.4%	39.0%	39.2%	43.6%	38.1%
3:普通	139	38.9%	43.6%	39.8%	47.1%	45.9%	44.4%	49.5%	46.7%
2:比較的不満	27	7.6%	6.7%	4.7%	5.7%	3.3%	5.6%	3.0%	10.2%
1:不満	5	1.4%	0.3%	0.9%	1.1%	0.9%	0.6%	0.0%	0.0%
合計	357	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-4. 主張の把握

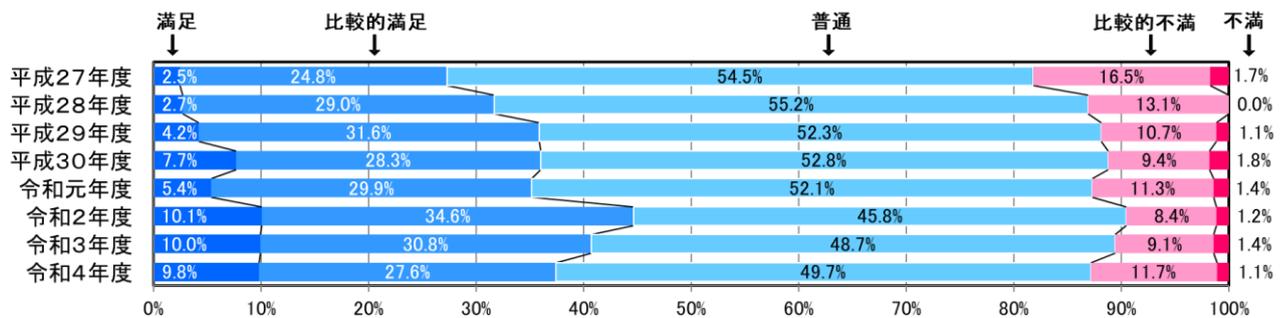


- ・基準・便覧との均質性について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は37.4%であり、昨年度(40.8%)より3.4%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は12.8%であり、昨年度(10.5%)より2.3%増加しています。

表5-5. 基準・便覧との均質性

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	36	9.8%	10.0%	10.1%	5.4%	7.7%	4.2%	2.7%	2.5%
4:比較的満足	101	27.6%	30.8%	34.6%	29.9%	28.3%	31.6%	29.0%	24.8%
3:普通	182	49.7%	48.7%	45.8%	52.1%	52.8%	52.3%	55.2%	54.5%
2:比較的不満	43	11.7%	9.1%	8.4%	11.3%	9.4%	10.7%	13.1%	16.5%
1:不満	4	1.1%	1.4%	1.2%	1.4%	1.8%	1.1%	0.0%	1.7%
合計	366	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-5. 基準・便覧との均質性

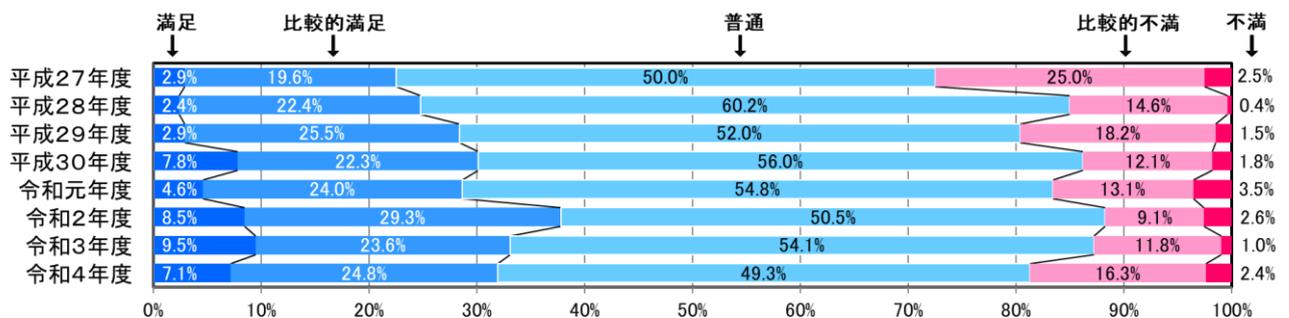


- ・審判決との均質性について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は31.9%であり、昨年度(33.1%)より1.2%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は18.7%であり、昨年度(12.8%)より5.9%増加しています。

表5-6. 審判決との均質性

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	21	7.1%	9.5%	8.5%	4.6%	7.8%	2.9%	2.4%	2.9%
4:比較的満足	73	24.8%	23.6%	29.3%	24.0%	22.3%	25.5%	22.4%	19.6%
3:普通	145	49.3%	54.1%	50.5%	54.8%	56.0%	52.0%	60.2%	50.0%
2:比較的不満	48	16.3%	11.8%	9.1%	13.1%	12.1%	18.2%	14.6%	25.0%
1:不満	7	2.4%	1.0%	2.6%	3.5%	1.8%	1.5%	0.4%	2.5%
合計	294	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-6. 審判決との均質性

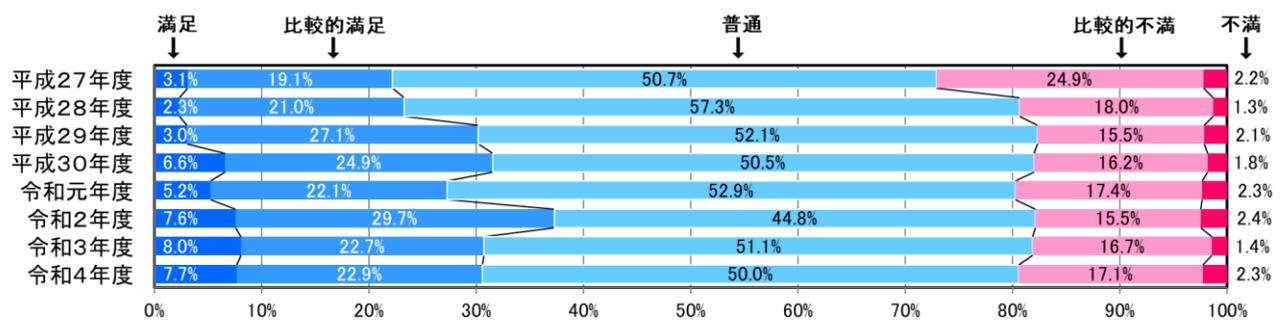


- ・審査官間の判断の均質性について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は30.6%であり、昨年度(30.7%)より0.1%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は19.4%であり、昨年度(18.1%)より1.3%増加しています。

表5-7. 審査官間の判断の均質性

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	27	7.7%	8.0%	7.6%	5.2%	6.6%	3.0%	2.3%	3.1%
4:比較的満足	80	22.9%	22.7%	29.7%	22.1%	24.9%	27.1%	21.0%	19.1%
3:普通	175	50.0%	51.1%	44.8%	52.9%	50.5%	52.1%	57.3%	50.7%
2:比較的不満	60	17.1%	16.7%	15.5%	17.4%	16.2%	15.5%	18.0%	24.9%
1:不満	8	2.3%	1.4%	2.4%	2.3%	1.8%	2.1%	1.3%	2.2%
合計	350	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-7. 審査官間の判断の均質性

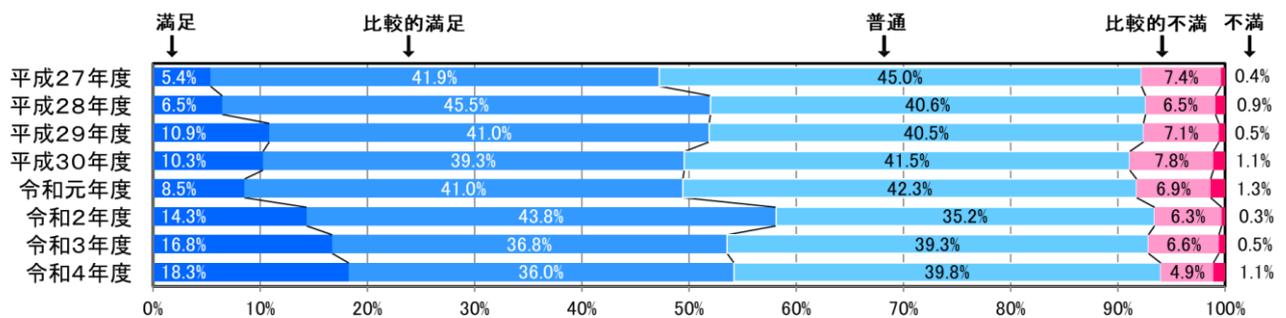


- ・【拒絶理由】必要な説明について、「普通」以上の評価の割合は94.1%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は54.3%であり、昨年度(53.6%)より0.7%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は6.0%であり、昨年度(7.1%)より1.1%減少しています。

表5-8. 【拒絶理由】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	67	18.3%	16.8%	14.3%	8.5%	10.3%	10.9%	6.5%	5.4%
4:比較的満足	132	36.0%	36.8%	43.8%	41.0%	39.3%	41.0%	45.5%	41.9%
3:普通	146	39.8%	39.3%	35.2%	42.3%	41.5%	40.5%	40.6%	45.0%
2:比較的不満	18	4.9%	6.6%	6.3%	6.9%	7.8%	7.1%	6.5%	7.4%
1:不満	4	1.1%	0.5%	0.3%	1.3%	1.1%	0.5%	0.9%	0.4%
合計	367	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-8. 【拒絶理由】必要な説明

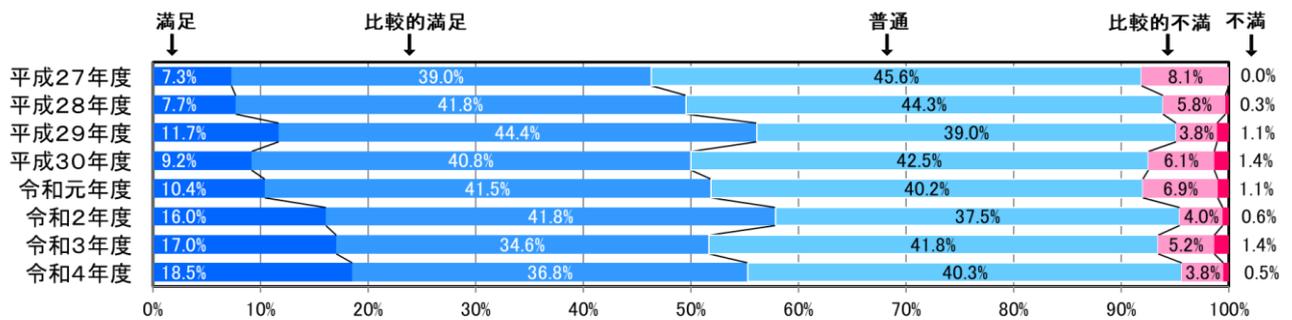


- ・【拒絶理由】理解しやすい文言について、「普通」以上の評価の割合は95.6%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は55.3%であり、昨年度(51.6%)より3.7%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は4.3%であり、昨年度(6.6%)より2.3%減少しています。

表5-9. 【拒絶理由】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	68	18.5%	17.0%	16.0%	10.4%	9.2%	11.7%	7.7%	7.3%
4:比較的満足	135	36.8%	34.6%	41.8%	41.5%	40.8%	44.4%	41.8%	39.0%
3:普通	148	40.3%	41.8%	37.5%	40.2%	42.5%	39.0%	44.3%	45.6%
2:比較的不満	14	3.8%	5.2%	4.0%	6.9%	6.1%	3.8%	5.8%	8.1%
1:不満	2	0.5%	1.4%	0.6%	1.1%	1.4%	1.1%	0.3%	0.0%
合計	367	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-9. 【拒絶理由】理解しやすい文言

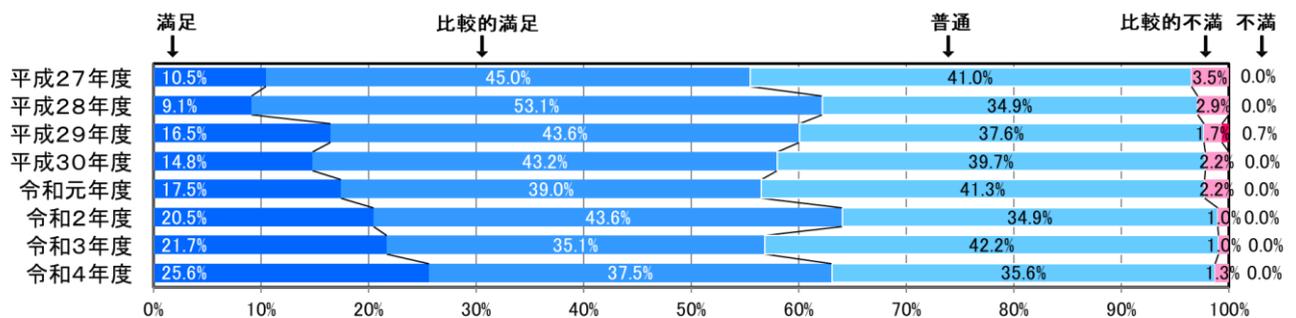


- ・【補正指示】必要な説明について、「普通」以上の評価の割合は98.7%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は63.1%であり、昨年度(56.8%)より6.3%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は1.3%であり、昨年度(1.0%)より0.3%増加しています。

表5-10. 【補正指示】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	82	25.6%	21.7%	20.5%	17.5%	14.8%	16.5%	9.1%	10.5%
4:比較的満足	120	37.5%	35.1%	43.6%	39.0%	43.2%	43.6%	53.1%	45.0%
3:普通	114	35.6%	42.2%	34.9%	41.3%	39.7%	37.6%	34.9%	41.0%
2:比較的不満	4	1.3%	1.0%	1.0%	2.2%	2.2%	1.7%	2.9%	3.5%
1:不満	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
合計	320	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-10. 【補正指示】必要な説明

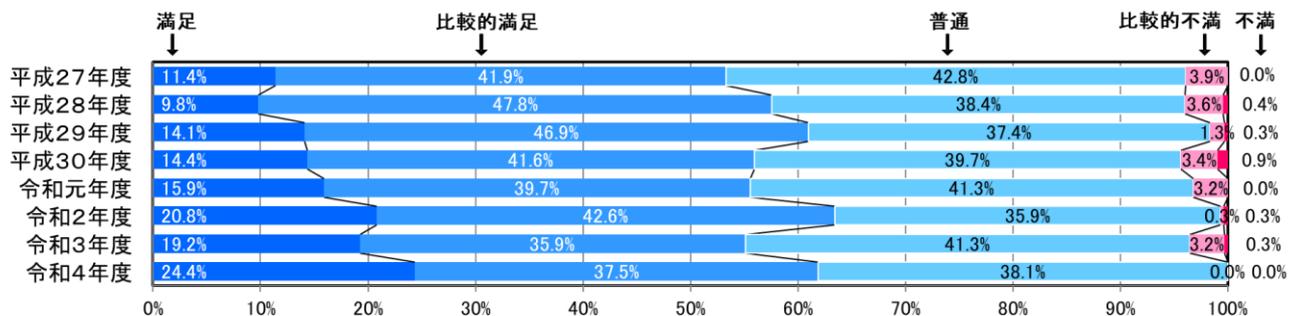


- ・【補正指示】理解しやすい文言について、「普通」以上の評価の割合は100%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は61.9%であり、昨年度(55.1%)より6.8%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は0.0%であり、昨年度(3.5%)より3.5%減少しています。

表5-11. 【補正指示】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	78	24.4%	19.2%	20.8%	15.9%	14.4%	14.1%	9.8%	11.4%
4:比較的満足	120	37.5%	35.9%	42.6%	39.7%	41.6%	46.9%	47.8%	41.9%
3:普通	122	38.1%	41.3%	35.9%	41.3%	39.7%	37.4%	38.4%	42.8%
2:比較的不満	0	0.0%	3.2%	0.3%	3.2%	3.4%	1.3%	3.6%	3.9%
1:不満	0	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.9%	0.3%	0.4%	0.0%
合計	320	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-11. 【補正指示】理解しやすい文言

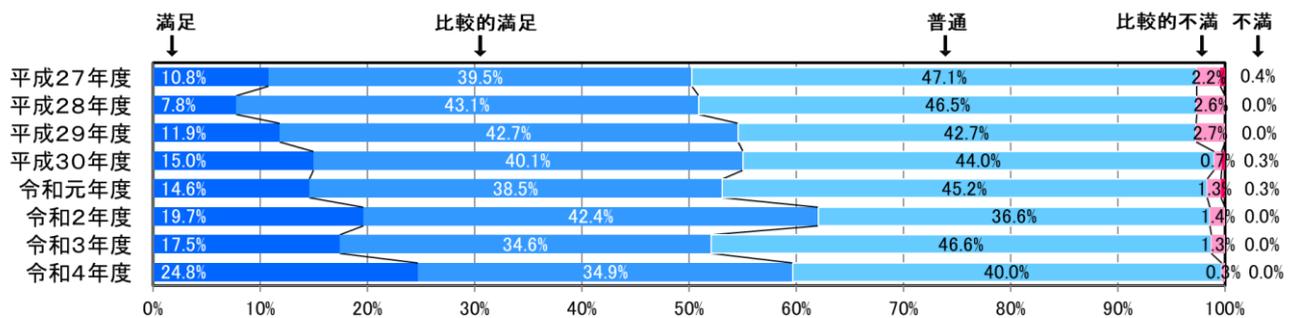


- ・【補正指示】適切な応答について、「普通」以上の評価の割合は99.7%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は59.7%であり、昨年度(52.1%)より7.6%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は0.3%であり、昨年度(1.3%)より1.0%減少しています。

表5-12. 【補正指示】適切な応答

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	78	24.8%	17.5%	19.7%	14.6%	15.0%	11.9%	7.8%	10.8%
4:比較的満足	110	34.9%	34.6%	42.4%	38.5%	40.1%	42.7%	43.1%	39.5%
3:普通	126	40.0%	46.6%	36.6%	45.2%	44.0%	42.7%	46.5%	47.1%
2:比較的不満	1	0.3%	1.3%	1.4%	1.3%	0.7%	2.7%	2.6%	2.2%
1:不満	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%
合計	315	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-12. 【補正指示】適切な応答

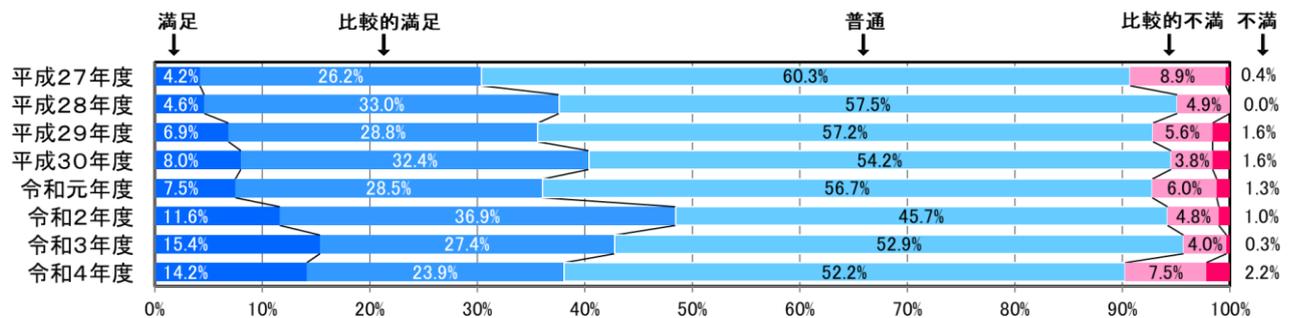


- ・【拒絶査定】必要な説明について、「普通」以上の評価の割合は90.3%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は38.1%であり、昨年度(42.8%)より4.7%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は9.7%であり、昨年度(4.3%)より5.4%増加しています。

表5-13. 【拒絶査定】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	45	14.2%	15.4%	11.6%	7.5%	8.0%	6.9%	4.6%	4.2%
4:比較的満足	76	23.9%	27.4%	36.9%	28.5%	32.4%	28.8%	33.0%	26.2%
3:普通	166	52.2%	52.9%	45.7%	56.7%	54.2%	57.2%	57.5%	60.3%
2:比較的不満	24	7.5%	4.0%	4.8%	6.0%	3.8%	5.6%	4.9%	8.9%
1:不満	7	2.2%	0.3%	1.0%	1.3%	1.6%	1.6%	0.0%	0.4%
合計	318	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-13. 【拒絶査定】必要な説明

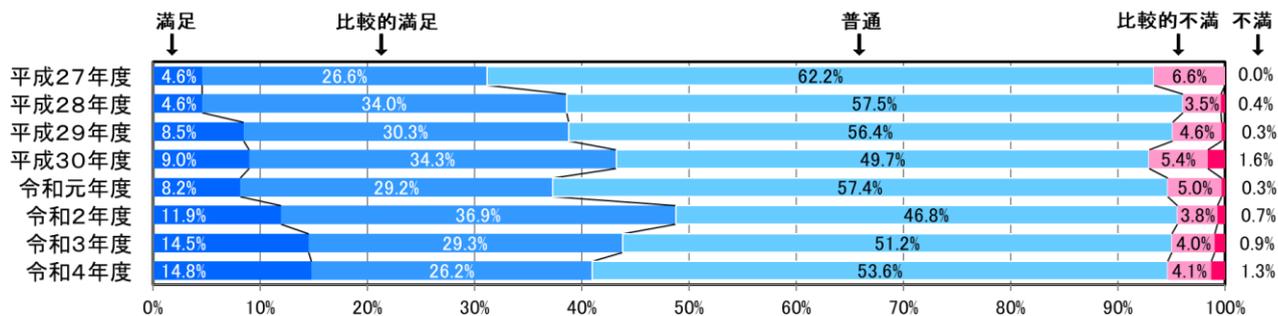


- ・【拒絶査定】理解しやすい文言について、「普通」以上の評価の割合は94.6%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は41.0%であり、昨年度(43.8%)より2.8%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は5.4%であり、昨年度(4.9%)より0.5%増加しています。

表5-14. 【拒絶査定】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	47	14.8%	14.5%	11.9%	8.2%	9.0%	8.5%	4.6%	4.6%
4:比較的満足	83	26.2%	29.3%	36.9%	29.2%	34.3%	30.3%	34.0%	26.6%
3:普通	170	53.6%	51.2%	46.8%	57.4%	49.7%	56.4%	57.5%	62.2%
2:比較的不満	13	4.1%	4.0%	3.8%	5.0%	5.4%	4.6%	3.5%	6.6%
1:不満	4	1.3%	0.9%	0.7%	0.3%	1.6%	0.3%	0.4%	0.0%
合計	317	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-14. 【拒絶査定】理解しやすい文言

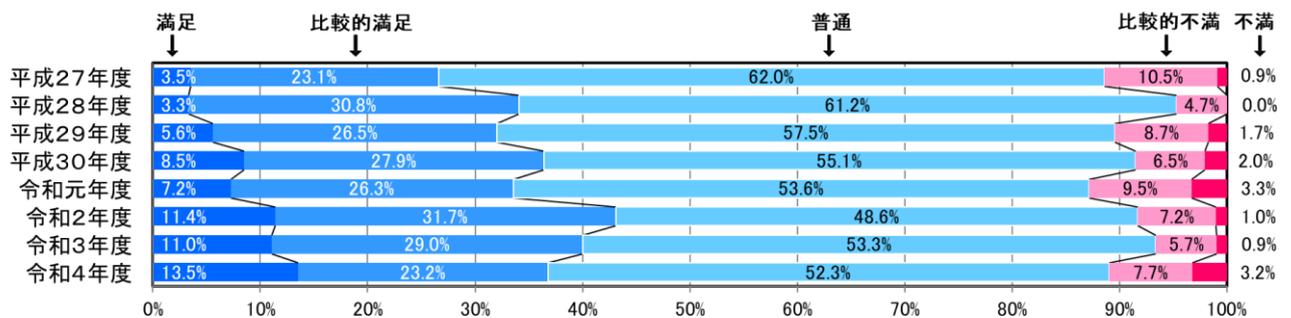


- ・【拒絶査定】適切な応答について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は36.7%であり、昨年度(40.0%)より3.3%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は10.9%であり、昨年度(6.6%)より4.3%増加しています。

表5-15. 【拒絶査定】適切な応答

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	42	13.5%	11.0%	11.4%	7.2%	8.5%	5.6%	3.3%	3.5%
4:比較的満足	72	23.2%	29.0%	31.7%	26.3%	27.9%	26.5%	30.8%	23.1%
3:普通	162	52.3%	53.3%	48.6%	53.6%	55.1%	57.5%	61.2%	62.0%
2:比較的不満	24	7.7%	5.7%	7.2%	9.5%	6.5%	8.7%	4.7%	10.5%
1:不満	10	3.2%	0.9%	1.0%	3.3%	2.0%	1.7%	0.0%	0.9%
合計	310	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5-15. 【拒絶査定】適切な応答

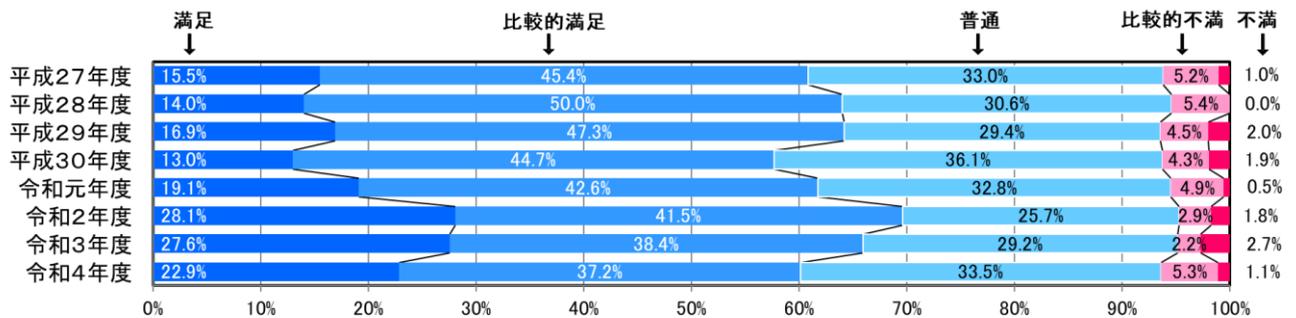


- ・電話、面接対応について、「普通」以上の評価の割合は93.6%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は60.1%であり、昨年度(66.0%)より5.9%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は6.4%であり、昨年度(4.9%)より1.5%増加しています。

表5-16. 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション

5段階評価	回答数	割合	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
5:満足	43	22.9%	27.6%	28.1%	19.1%	13.0%	16.9%	14.0%	15.5%
4:比較的満足	70	37.2%	38.4%	41.5%	42.6%	44.7%	47.3%	40.0%	45.4%
3:普通	63	33.5%	29.2%	25.7%	32.8%	36.1%	29.4%	30.6%	33.0%
2:比較的不満	10	5.3%	2.2%	2.9%	4.9%	4.3%	4.5%	5.4%	5.2%
1:不満	2	1.1%	2.7%	1.8%	0.5%	1.9%	2.0%	0.0%	1.0%
合計	188	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

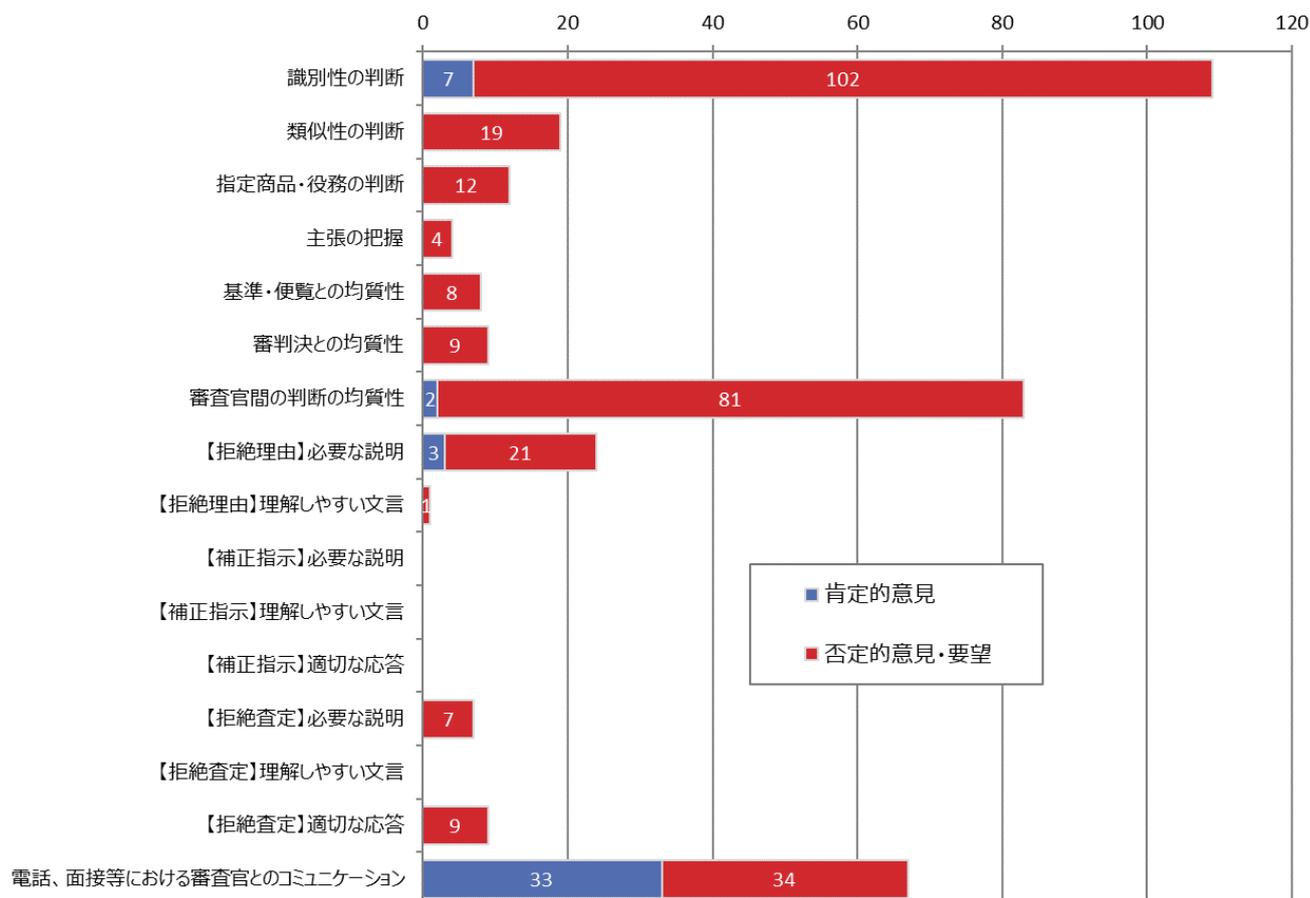
図5-16. 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション



### ③商標審査に関する個別項目に係る質に対するコメント（意見・要望）について

図6は、自由記載欄におけるコメントの内容を分析し、関連する項目毎に便宜的に分類し、肯定的意見又は否定的意見・要望の別で集計したものです<sup>2</sup>。

図6. 各個別項目に関するコメント数



コメント数が最も多かったのは、「識別性の判断」であり、次いで、「審査官間の判断の均質性」、「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」、「【拒絶理由】必要な説明」の順に続く結果となりました。

各項目の具体的なコメントについては、3. 集計分析（2）分析結果のポイントに掲載していますので御参照下さい。

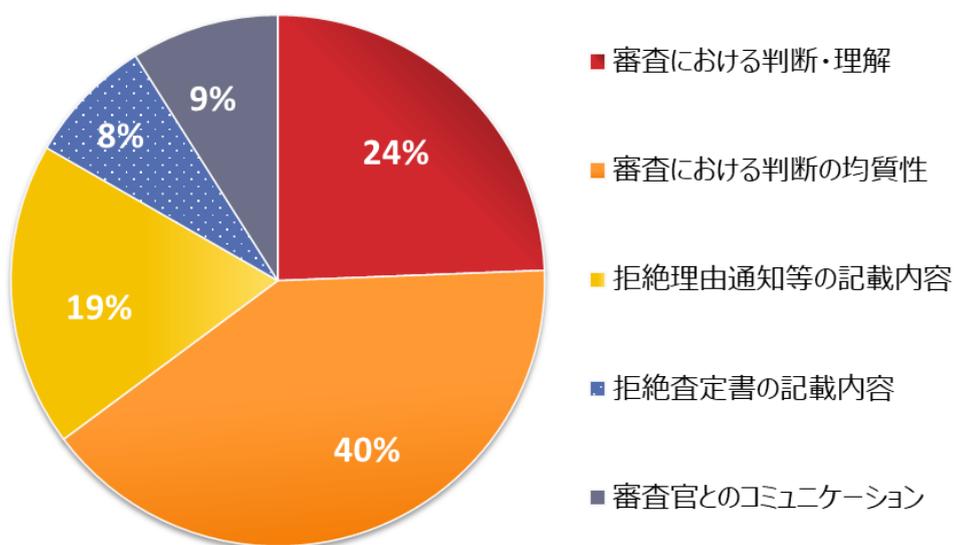
<sup>2</sup> 1つの回答に複数の項目に対する内容が含まれる場合は、各々、項目別に集計しました。

#### ④今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について

- ・今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目については、「審査における判断の均質性」（40%）の割合が最も多く、「審査における判断・理解」（24%）、「拒絶理由通知等の記載内容」（19%）がそれに続いて多くなっています。

図7は、今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目の割合を示しています。

図7. 審査の充実にむけて注力すべき項目



商標審査の充実に向けて今後注力すべき項目としては、「審査における判断の均質性」を選択したユーザーが最も多い結果となりました。

自由記載欄においても、「審査官間の判断の均質性」に関して改善を要望するコメントが、また「識別性の判断」、「類似性の判断」及び「指定商品・役務の判断」の個別項目に関しても同様に、判断の均質性の改善を要望するコメントが複数ありました。

## ⑤商標五庁(TM5)との商標審査の質の比較について

- ・商標五庁(TM5)との比較について、日本国特許庁が優れていると感じる点は、「審査における判断・理解」(35.0%)の割合が最も多く、「審査における判断の均質性」(30.0%)、「拒絶理由通知等の記載内容」(30.0%)がそれに続いて多くなっています。
- ・商標五庁(TM5)との比較について、他国の特許庁が優れていると感じる点は、米国特許商標庁「拒絶理由通知等の記載内容」(22.2%)、「審査における判断・理解」(17.8%)、「審査における判断の均質性」(11.1%)の順に割合が多い結果となりました。
- ・商標五庁(TM5)との比較について、日本国特許庁より判断が厳しいと感じる項目は、中国国家知識産権局「指定商品・役務の判断」(4.10)が最も高く、米国特許商標庁「指定商品・役務の判断」(3.97)、中国国家知識産権局「類似性の判断」(3.90)がそれに続いて高くなっています。

表6は、商標審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁についてチェック（複数庁を選択可）していただいた結果を集計したものです。

表6. 各観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁についての回答の集計結果  
（いずれかの庁で「審査をした経験がない／分からない」と回答した者を除く180者の集計）

	日本国 特許庁	米国 特許商標庁	欧州連合 知的財産庁	中国国家 知識産権局	韓国 特許庁
審査における判断・理解	63 (35.0%)	32 (17.8%)	15 (8.3%)	4 (2.2%)	13 (7.2%)
審査における判断の均質性	54 (30.0%)	20 (11.1%)	18 (10.0%)	5 (2.8%)	14 (7.8%)
拒絶理由通知書等の記載内容	54 (30.0%)	40 (22.2%)	16 (8.9%)	7 (3.9%)	15 (8.3%)
電話、面接等における審査官とのコミュニケーション	38 (21.1%)	18 (10.0%)	4 (2.2%)	1 (0.6%)	6 (3.3%)

日本国特許庁が優れていると感じる項目としては、「審査における判断・理解」を選択したユーザーが最も多く、「審査における判断の均質性」、「拒絶理由通知等の記載内容」がそれに続いて多くなっています。自由記載欄のコメントにおいては、日本国特

許庁について、「他国と比較して審査官の判断に均質性があり、審査結果の予測が付きやすい。」というコメントや「識別性の判断、類似性の判断がゆるやかな一方で、基準がしっかり示されている。書類や電話による問い合わせに対しても親切に対応してもらえる。」、「類似群コードの運用も含め、商品役務、標章の類否判断について納得感がある。」というコメントがありました。

他国の特許庁が優れていると感じる項目としては、米国特許商標庁「拒絶理由通知等の記載内容」を選択したユーザーが最も多く、続いて、同庁「審査における判断・理解」、同庁「審査における判断の均質性」の順に割合が多くなっています。自由記載欄のコメントにおいては、米国特許商標庁について、「拒絶理由通知における識別力欠如の理由や評価の根拠事実の指摘が丁寧で、引用商標との抵触も出所表示機能に害をおそれを十分検討しているように思われる。」というコメントや「指定商品・役務の補正案が適切で丁寧な場合が多い。」、「拒絶理由通知等の書面全般において、具体的かつ詳細に記載されている。」という通知等の記載内容を評価するコメントのほか、「審査官とのコミュニケーションが活発な印象を受ける。」、「判断は厳しいが、審査官とのコミュニケーションにより拒絶理由に対する対応策が取りやすい。」というコメントがありました。

表7及び図8～図11は、各項目における日本国特許庁との比較について、各項目の評価の平均（「厳しい／広い」を5、「やや厳しい／やや広い」を4、「同等」を3、「やや厳しくない／やや狭い」を2、「厳しくない／狭い」を1としています。）を示したものです。

**表7. 各項目における日本国特許庁との比較**

（日本と判断の厳しさ／広さが同じ場合は 3.0、日本より判断が厳しい／広い場合は数値が高く、厳しくない／狭い場合は数値が低くなる）

	米国 特許商標庁	欧州連合 知的財産庁	中国国家 知識産権局	韓国 特許庁
識別性の判断	3.45	3.31	3.80	3.28
類似性の判断	3.13	3.26	3.90	3.28
指定商品・役務の判断	3.97	2.82	4.10	3.16

図 8. 米国特許商標庁

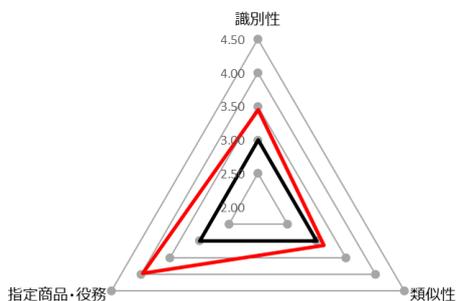


図 9. 欧州連合知的財産庁

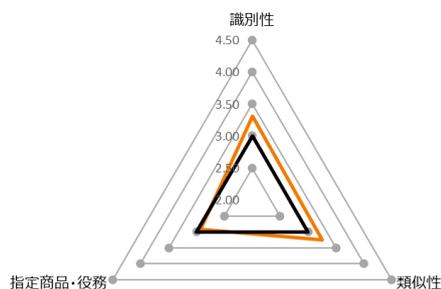


図 10. 中国国家知識産権局

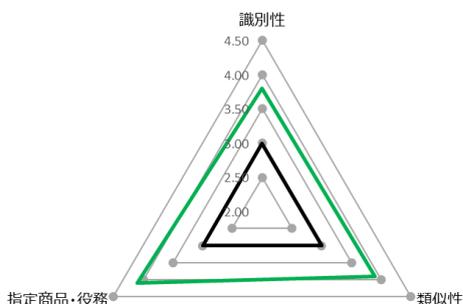


図 11. 韓国特許庁

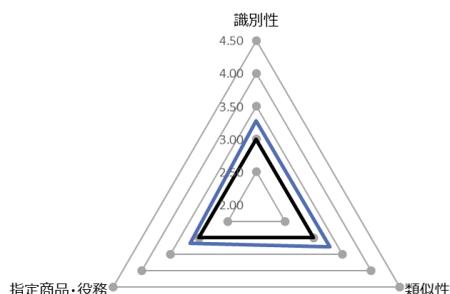


表 7 のとおり、日本国特許庁より判断が厳しい／広いと感じる項目は、中国国家知識産権局「指定商品・役務の判断」の数値が最も高く、具体的な内容としては、中国国家知識産権局について、「指定商品・役務の採択可否の判断が画一的。」、「審査基準に掲載されていない商品・役務表示は原則として認められないため、新しい商品やサービスについて商標登録をする際に適切な範囲で権利化できないと感じている。」、「細かい商品・役務内容の記載が求められ、採択の幅が狭く、判断が厳しい印象。」といったコメントがありました。

また、米国特許商標庁「指定商品・役務の判断」が 2 番目に数値が高くなっており、具体的な内容としては、米国特許商標庁について、「使用主義の前提の下、包括的な商品・役務の表現が認められず、個別具体的な用途等に限定する必要があるなど判断が厳しい。」、「採択可能な商品・役務表示に一貫性がないため、拒絶される前提で出願している。」、「具体的な表示を細かく指示され、採択されるまでに何度か応答を求められることが多い。」といったコメントがありました。

さらに、中国国家知識産権局「類似性の判断」の数値が 3 番目に高くなっており、具体的な内容としては、中国国家知識産権局について、「複数単語から構成される商標の場合、構成する単語と同一の先行商標が存在していると全体類似として拒絶されることが多

く、全体観察よりも構成要素の一部を切り取って類似性を判断している印象が強い。」、「類似と判断される範囲が非常に広いと感じる。」、「審査基準の変更により、さらに類否判断の幅が広がってきた印象がある。」というコメントのほか、「再出願すると以前と異なる引例が挙げられるなど、審査官によって類否判断の幅が異なり一貫性がないと感じる。」といったコメントがありました。

### 3. 集計分析

#### (1) 回答内容の詳細分析

##### ① 個別項目の評価と全体評価との相関分析

商標審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくに当たり、どのような点に優先的に注力すべきかを把握するため、各個別項目に対する質の評価が全体評価に対して与える影響について分析しました。分析方法としては、全体評価と各個別項目の評価との間の相関関係の大きさを示す係数（相関係数）による方法を用いました。

- ・ 個別項目についての評価と、全体評価との相関とを考慮すると、「識別性の判断」、「審査官間の判断の均質性」、「基準・便覧との均質性」、「審判決との均質性」といった項目が重点課題であると言えます。
- ・ 一方、「類似性の判断」、「主張の把握」、「指定商品・役務の判断」、「【拒絶理由】必要な説明」、「【拒絶査定】必要な説明」、「【拒絶査定】理解しやすい文言」、「【拒絶査定】適切な応答」の項目は、ユーザーから一定の評価を得ていると言えます。

表8及び図12は、各個別項目の評価の平均と（「満足」を5、「比較的満足」を4、「普通」を3、「比較的不満」を2、「不満」を1としています。）、各個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

図12のグラフ中、特に評価が低く、かつ、全体評価との相関係数が大きい項目（グラフの赤色の項目）、すなわち、「識別性の判断」、「審査官間の判断の均質性」、「基準・便覧との均質性」、「審判決との均質性」といった点が、改善に取り組むべき重点的な課題であることが分かりました。

一方、図12のグラフ中、全体評価との相関係数が比較的大きく、かつ、評価も比較的高い項目（グラフの青色の項目）である「類似性の判断」、「主張の把握」、「指定商品・役務の判断」、「【拒絶理由】必要な説明」、「【拒絶査定】必要な説明」、「【拒絶査定】理解しやすい文言」、「【拒絶査定】適切な応答」は、ユーザーから一定の評価を得ていると言えます。

表 8. 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数<sup>3</sup>

評価項目	評価 (平均)	全体評価と の相関係数	全体評価と の相関係数 (昨年度)
識別性の判断 <sup>4</sup>	3.25	0.64	0.60
類似性の判断 <sup>5</sup>	3.40	0.62	0.57
指定商品・役務の判断 <sup>5</sup>	3.66	0.54	0.48
主張の把握 <sup>5</sup>	3.59	0.55	0.50
基準・便覧との均質性 <sup>4</sup>	3.33	0.62	0.61
審判決との均質性 <sup>4</sup>	3.18	0.59	0.53
審査官間の判断の均質性 <sup>4</sup>	3.17	0.62	0.58
【拒絶理由】必要な説明 <sup>5</sup>	3.65	0.54	0.47
【拒絶理由】理解しやすい文言	3.69	0.49	0.42
【補正指示】必要な説明	3.88	0.47	0.37
【補正指示】理解しやすい文言	3.86	0.45	0.38
【補正指示】適切な応答	3.84	0.48	0.40
【拒絶査定】必要な説明 <sup>5</sup>	3.40	0.52	0.48
【拒絶査定】理解しやすい文言 <sup>5</sup>	3.49	0.50	0.47
【拒絶査定】適切な応答 <sup>5</sup>	3.36	0.50	0.47
電話、面接等における審査官との コミュニケーション	3.76	0.49	0.41

<sup>3</sup> 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

<sup>4</sup> 重点課題と考えられる評価項目（今年度と昨年度）

<sup>5</sup> ユーザーから評価されたと考えられる評価項目（今年度と昨年度）



## (2) 分析結果のポイント

本調査の集計結果及び分析の結果から得られた全体の傾向及び個別の重点事項等は、以下のとおりです。

### ① 全体の傾向

今年度のユーザー評価調査の全体の傾向を概観してみますと、まず商標審査全般の質に関する評価として昨年度と比較すると、「満足」の評価割合は0.8%増加しているものの、「満足」、「比較的満足」の上位評価割合全体では0.6%減少しています。また、「不満」、「比較的不満」の下位評価割合が0.4%増加しており、満足度がやや減少している傾向が見られました。その他、個別の評価項目について見てみますと、16項目中9項目において「満足」、「比較的満足」の上位評価割合が昨年度より増加している一方、16項目中12項目において「不満」、「比較的不満」の下位評価割合が昨年度より増加しており、全体的に見ると、満足層の微増と不満層の増加が見て取れます。

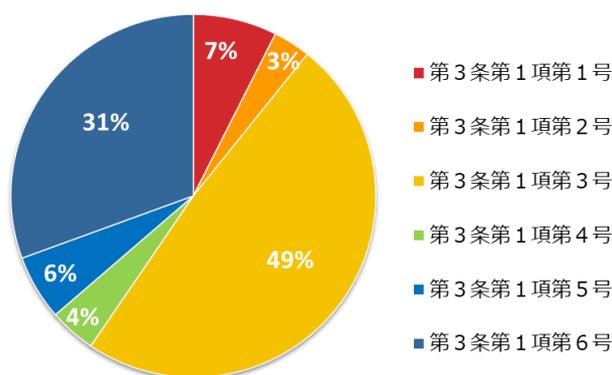
### ② 個別の重点事項

#### (i) 識別性の判断

商標の識別性の判断については、審査全般の質に関する評価において、図5-1に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が19.7%となっています。また、表8に示すとおり相関係数は「0.64」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

図1-3は、識別性に対する不満の内容に関連する該当条文の割合を示しています。

図1-3. 識別性に対する不満の該当条文



識別性に対する不満の内容に関連する該当条文としては、「不満」又は「比較的不満」と回答したユーザーの半数が「第3条第1項第3号」を選択し、次いで多い「第3条第1項第6号」と合わせて80%の割合を占める結果となりました。

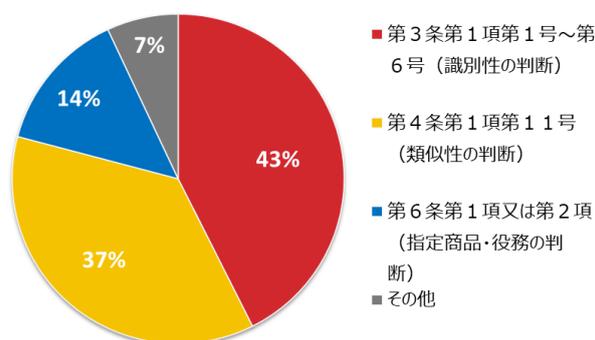
自由記載欄には、識別性の判断に関する多数のコメントが寄せられ、ユーザーからの関心の高さが窺えました。具体的には、「直接的な商品の説明ではなくても、その商品の品質や用途等を十分に想起させるものについては3条を適用するなど、識別性の審査が以前より厳しくなっているのは良い傾向であると感じる。」、「識別性の判断は厳しくなっている感覚はあるが、商品分野によっては依然として判断が緩いと感じる。」、「特に記述的商標については、識別性に乏しいものでも登録が認められるケースが多く、登録される可能性を考えると、とりあえず出願する方針で動かざるを得ない。」といった、識別性の判断は現状の基準どおり厳しいほうが望ましいとするコメントが複数あったほか、「識別性がないことを示す根拠として、取引の実情等を示す情報が提示されるが、その引用が適切でないことがある。」、「識別性なしの判断の根拠とする引用情報に、出願商標そのものが使用されていない事例や出願商標の指定商品ではない分野での事例が引用されるケースが見受けられる。」といった、根拠とする証左に関するコメントも複数ありました。また、「審査と審判で識別性の判断が異なるケースが多い。」、「識別性の判断について、先願と後願での審査結果（審査と審決、訴訟の判断）の乖離が起きると実務的な影響が大きい。」といったコメントも複数あったほか、個別の事案の具体的な内容に関する御意見も寄せられました。

## （ii）審査官間の判断の均質性

商標の審査官間の判断の均質性については、審査全般の質に関する評価において、図5-7に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が19.4%となっており、また、表8に示すとおり相関係数は「0.62」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

図1-4は、審査官間の判断の均質性に関する不満内容の割合を示しています。

図1-4. 審査官間の判断の均質性に関する不満内容



審査官間の判断の均質性に関する不満内容としては、「第3条第1項第1号～第6号（識別性の判断）」を選択したユーザーが43%と最も多く、次いで「第4条第1項第1号（類似性の判断）」が37%、「第6条第1項又は第2項（指定商品・役務の判断）」が14%という結果になりました。

自由記載欄には、審査官間の判断の均質性に関する多数のコメントが寄せられ、識別性の判断と同様に、ユーザーから高い関心が寄せられていることが窺えました。具体的には、「同一の指定商品・役務について複数の商標出願をした際、不明確な指定商品・役務の補正案の内容がそれぞれの出願について相違することがあった。」、「過去1～2年の間に同一の指定商品が認められているにもかかわらず、不明確と判断されたことがあった。」という商品・役務審査に関連するコメントが複数寄せられました。また、「審査官によって識別性の判断に偏りがあると感じる。」、「識別性の判断について、出願人間で不平等と感じることのないよう、また、本来登録されるべきでない商標の権利化を防止する観点から、審査官の判断の均一化を求める。」、「識別性がないという理由で拒絶査定になった商標を権利化せずに使用していたら、後日その商標を第三者が権利化して、結果的にその商標が使用できなくなったということがあってはならない。」といった、識別性の判断に関連するコメントも複数ありました。さらに、「結合商標の一部と同一の商標について、結合商標との類否判断にばらつきがあるように見受けられる。」、「指定商品との関係で明確に識別性がないとは言い切れない構成語を分離抽出して類否判断するのは好ましくないということを審査官の共通認識としてほしい。」など、結合商標の類否判断に関連するコメントもあったほか、個別の事案の具体的な内容に関する御意見も寄せられました。

### (iii) 基準・便覧との均質性

商標の基準・便覧との均質性については、審査全般の質に関する評価において、図5-5に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が12.8%となっており、また、表8に示すとおり相関係数は「0.62」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

自由記載欄には、「審査基準上は、原則として3条1項3号に該当すると定められているケースでも、拒絶理由が通知されることなく登録になることがあるように感じる。」、「結合商標の類否は、審査基準で開示されている情報とは乖離がある場合が多いように思う。」など、審査基準に沿わない判断をされることがあるという内容のコメントが複数あったほか、「審決等の傾向に合わせて随時審査基準を改訂したほうが審査の予見性が高まる。」といったコメントがありました。

### (iv) 審判決との均質性

商標の審判決との均質性については、審査全般の質に関する評価において、図5-6に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が18.7%となっており、また、表8に示すとおり相関係数は「0.59」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

自由記載欄には、「審査段階では識別力なしと判断され拒絶査定となったものが審判段階で登録されるケースが頻発しており、今後の審査判断への影響が懸念される。」、「類否判断について特に審決との乖離が大きいと感じる。」など、審査と審判の判断の

均質性を疑問視する内容のコメントが複数あったほか、「過去の事例は、後の審査を拘束するものではないとはいえ、何らかの指針になるべきである。法的安定性の観点からも、近似する事案は同様の結論になることが望ましい。」といったコメントがありました。

### **(v) 類似性の判断**

商標の類似性の判断については、審査全般の質に関する評価において、図5-2に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が43.1%であり、また、表8に示すとおり、相関係数は「0.62」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られ、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

その一方で、自由記載欄には、「類否判断について、やや広めに類似とされることがあり、厳しいと感じている。」というコメントのほか、「結合商標の要部抽出が適切に行われていない案件が散見されるように思う。」、「どちらかが極端に識別力が強いあるいは弱いといった文字構成ではない結合商標の場合においては、審査では部分観察、審判では全体観察がなされる傾向にあるが、審査の段階でも全体観察での判断を行っていただきたい。」といった結合商標の類否判断についてのコメントも複数ありました。

### **(vi) 主張の把握**

主張の把握については、審査全般の質に関する評価において、図5-4に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が52.1%であり、また、表8に示すとおり、相関係数は「0.55」となっており全体評価に影響しやすいとの分析が得られ、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

その一方で、自由記載欄には、「過去の判例と同様のケースでも、意見書等にて主張が通らないことが多いように感じる。」、「構成が同じと考えられる他社登録商標を例示して反論した場合、個別具体的に判断するという説明のみで主張が採用されない理由についての十分な説明がなされない。そう判断した理由を説明してもらえると、今後の実務を行うにあたり非常に有用な情報となる。」といったコメントもありました。

### **(vii) 指定商品・役務の判断**

商標の指定商品・役務の判断については、審査全般の質に関する評価において、図5-3に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が53.9%であり、また、表8に示すとおり、相関係数は「0.54」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られ、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

自由記載欄には、「3条1項柱書（使用の蓋然性）との関係で、類似群コードが22以下であることが要求されるが、指定商品・役務によっては、複数の類似群コードが付与されるため、非常に複雑になる。」や「出願時には想定していなかった類似群コードが付与されている場合に、指定商品と類似群コードの対応関係がわからない場合が多

い。」という3条1項柱書の拒絶理由通知への対応に関するコメントが複数あったほか、「現実に使用している商品・役務を採択可能な指定商品・役務名に当てはめざるを得ない場合、登録されても、実際に使用している商品・役務が登録の指定商品・役務に含まれていると言えるのか不安定となる。」、「新しい商品・役務については、適切な分類の選択や記載が難しく、幅広く指定せざるを得ない。」といったコメントがありました。

### (viii) 拒絶査定の内容・記載ぶり

商標の拒絶査定の内容・記載ぶりに関する3項目（「【拒絶査定】必要な説明」、「【拒絶査定】理解しやすい文言」及び「【拒絶査定】適切な応答」）については、審査全般の質に関する評価において、表8に示すとおり、相関係数は「0.50」以上となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られ、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

その一方で、自由記載欄には、「拒絶理由通知と同様の記載内容にとどまり、意見書に対する応答がなされていないことがある。」、「意見書による出願人の主張に対して、応答が十分に明示されないことがあり、審判請求を行う際の検討に困ることがある。」、「提出した意見書に対する応答をより詳細に記載していただけると納得性が高まると思われる。」といったコメントがありました。

### (ix) 拒絶理由通知書等の内容・記載ぶり

商標の拒絶理由通知書等の内容・記載ぶりに関する項目のうち、「【拒絶理由】必要な説明」については、審査全般の質に関する評価において、図5-8に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が54.3%であり、また、表8に示すとおり、相関係数は「0.54」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られ、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。さらに、「【拒絶理由】理解しやすい文言」及び補正書に関する3項目（「【補正指示】必要な説明」、「【補正指示】理解しやすい文言」、「【補正指示】適切な応答」）については、審査全般の質に関する評価において、図5-9から図5-12に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が50%を優に超えるなど、昨年度と比較して満足層が大幅に増加し、高い評価が得られました。

自由記載欄には、「拒絶理由通知の内容が丁寧になってきている印象がある。」、「インターネット情報の引用が適切に提示されるようになり、該当部分について全体からの把握がしやすくなったと感じる。」といった通知書の内容について肯定的なコメントが複数ありました。その一方で、「4条1項11号の拒絶理由通知において、引用商標や本願の指定商品・役務が多く、類似群コードが複数付与されている場合は、抵触する指定商品・役務を具体的に記載してほしい。」、「4条1項11号について、抵触する商品の対照表をつけてほしい。」という4条1項11号の通知書に関するコメントが複数あったほか、「拒絶理由について、より詳細な説明があると応答方法の検討がしや

すい。」といったコメントもありました。

#### **(x) 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション**

電話・面接対応については、審査全般の質に関する評価において、図5-16に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が60.1%との評価が得られました。

自由記載欄には、「補正案について相談した際のメールでの返信が迅速かつ丁寧。今後もメールによるやり取りを含めたコミュニケーションができるとよい。」、「拒絶理由通知書への対応について伺ったところ、分かりやすく丁寧に説明してくれた。」、「補正案について審査官とコミュニケーションが取れたことで早期に権利化できたケースがあった。」といった肯定的なコメントがありました。その一方で、「担当審査官に電話でコミュニケーションを取りたい場合において、在宅勤務を理由に連絡が取れないことが多い。」というコメントや「指定商品等の補正の検討の際に、電話を通じた審査官の対応に差を感じた。」、「声が小さく聞き取りづらいことがあった。」といった否定的なコメントもありました。

#### 4. 令和3年度調査結果との比較検証

今年度の全体評価において、表3及び図1に見られるように「満足」及び「比較的満足」の合計が昨年度の「49.9%」から「49.3%」と減少しています。また「比較的不満」及び「不満」の合計は昨年度の「8.3%」から「8.7%」と増加しており、昨年度と比較し、全体として、満足度が減少したという結果になりました。

また、表4及び図2に見られるように最近の傾向として、「良くなってきている」の評価の割合が、昨年度「15.3%」から今年度は「19.4%」と増加しており、「悪くなってきている」の評価の割合が、昨年度「7.1%」から今年度は「8.2%」と増加しており、さらに「変化していない」の評価の割合が、昨年度「77.6%」から今年度は「72.4%」と減少しており、全体として審査の質について満足層と不満層が二極化している傾向があることが分かりました。

「個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数」については、昨年度と今年度の結果を比較すると、全体評価との相関関係が高い項目が増加しており、個別項目による全体評価の影響が高くなっているということが分かりました。

個別項目に関するコメント数については、個別に回答欄を設けている「識別性の判断」に対するコメントが非常に多く、また、同じく個別に回答欄を設けている「審査官間の判断の均質性」、「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」に対するコメントも多くありました。さらに、個別項目にはないその他の意見として「審査期間」に対するコメントも多く寄せられました。具体的には、「以前より審査期間が短くなってきており、ありがたい。」、「より審査期間の短縮を期待したい。」といったコメントがある一方で、「出願件数が増えている影響もあるかもしれないが、世の中のビジネス事情に合わせて、審査のスピードアップがなされることが望ましい。」、「他国に比べて審査期間が長期化している点について改善が望まれる。」、「ファストトラック出願でなくても、審査の所要期間が半年以下（4～6か月程度）となるようにしてほしい。」という更なる審査期間の短縮を求めるコメントが多く寄せられ、ユーザーの関心が高いことが窺えました。

## 5. 調査結果のまとめ

最近（1年程度）の商標審査全般の質の評価については、上位評価が49.3%となり昨年度（49.9%）より微減しました。最近（1年程度）の商標審査全般の質の傾向については、昨年度と比較すると「良くなってきている」との回答が増加（19.4%←15.3%）しました。

商標審査に関する個別項目の評価については、昨年度より16項目中9項目において上位評価が増加している一方、16項目中12項目において下位評価が増加しており、全体的に見ると、満足層の微増と不満層の増加が見て取れます。

各個別項目に関しては、「識別性の判断」及び「審査官間の判断の均質性」が下位評価の割合が高く、自由記載欄におけるコメント数も多いことに加え、全体評価との相関係数が高いことから、引き続き重点項目として取り組んでまいります。また、「類似性の判断」及び「基準・便覧との均質性」は、全体評価との相関係数が比較的高い項目であり、ユーザーの注目度の高さが窺えます。いずれも「普通」以上の評価が85%以上と一定の評価を得ている項目ですが、更なる改善に向けて努めてまいります。

さらに、今年度は、拒絶理由通知書や手続補正指示書等の中間書類の記載内容について、上位評価が大幅に増加しており、特に「満足」の割合は過去最高の値となっているところ、引き続き通知の記載内容の質の維持・向上に努めます。

商標五庁（TM5）との審査の質の比較に関する調査項目については、「審査における判断・理解」、「審査における判断の均質性」、「拒絶理由通知等の記載内容」、「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」のいずれの項目においても日本国特許庁が優れているという回答が最も多い結果となりました。引き続きユーザーの皆様からの信頼が得られるよう、海外の特許庁と情報交換を行うことを通じて、更なる審査の質向上に取り組んでまいります。

## 6. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、商標審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（P D C Aサイクル）」において、商標審査業務の評価（C H E C K）として位置付けられます。すなわち、本調査（C H E C K）により、商標審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（A C T）し、これをその後の計画に的確に反映（P L A N）し、当該計画を実践（D O）していく必要があります。

調査対象案件に関する自由記載欄におけるコメント（意見・要望）については、同種の内容で複数寄せられたものを中心に掲載しておりますが、各内容を検討・分析し、改善が必要と思われる事項を把握するとともに、特に個別の事案に関する審査の質についての回答があったものについては、フィードバックの可否に応じた対応や具体的な審査の質の検証を行うことにより、商標審査の質の向上に努めます。

そして、ユーザーニーズの継続的な把握と商標審査の質の検証及び向上のため、来年度以降も同様の調査を行う予定です。調査にあたっては、よりの確にユーザーニーズを把握するため、対象者の選定方法を含め、調査票の内容等について、更なる改善に向けた検討を行ってまいります。

### 謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様の参画による審査の質の評価を実施し、その結果に基づいて、商標審査及びその関連業務の継続的な改善に向けた取組を推進していくことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録) 調査票

【商標】商標審査全般の質について (1/2)						
下記【1】、【2】、【3】の問いに最近(1年程度)の商標審査(審判は含みません)のご経験についてお答えください。						
【1】商標審査の質一般について						
1. 最近(1年程度)の商標審査全般の質についてどのように感じていますか。【必須】						
<input type="radio"/> 満足 <input type="radio"/> 比較的満足 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 比較的不満 <input type="radio"/> 不満						
2. 最近(1年程度)の商標審査全般の質についてどのような傾向にあると感じていますか。【必須】						
<input type="radio"/> 良くなってきている <input type="radio"/> 変化していない <input type="radio"/> 悪くなってきている <input type="radio"/> 分からない/経験がない						
3. 商標審査に関する以下の個別項目の評価についてお答えください。						
① 審査における判断・理解について【必須】						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない/ 経験がない
1. 商標の識別性(商標法第3条第1項第1号～第6号)の判断(※)は適切でしたか。	<input type="radio"/>					
2. 商標の類似性の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	<input type="radio"/>					
3. 指定商品・指定役務に関する審査官の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	<input type="radio"/>					
4. 意見書等における出願人・代理人等の主張の把握は適切でしたか。	<input type="radio"/>					
<small>※商標は、自己と他人の商品又は役務とを区別するために用いられるものであるため、自己と他人の商品・役務を区別することができない商標は登録を受けることができません。「商標の識別性の判断」とは、商標が自己と他人の商品・役務を区別することができるか否かに関する判断を指します。</small>						
上記①-1. で「比較的不満」または「不満」をチェックした場合には、その不満の内容に関連する該当条文を下記から選択してください(複数可)。						
<input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第3条第1項第3号 <input type="checkbox"/> 第3条第1項第4号 <input type="checkbox"/> 第3条第1項第5号 <input type="checkbox"/> 第3条第1項第6号						
上記①-1. 商標の識別性(商標法第3条第1項第1号～第6号)の判断に関して、具体的なご意見の内容(個別の事案を含む)をご記入ください。						
<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>						
② 審査における判断の均質性について【必須】						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない/ 経験がない
1. 商標審査基準・商標審査便覧等の特許庁で公開している情報と、審査官の判断に均質性はありましたか。	<input type="radio"/>					
2. 判決・審決の判断と、審査官の判断に均質性はありましたか。	<input type="radio"/>					
3. 拒絶理由等について、審査官間の判断に均質性はありましたか。	<input type="radio"/>					
上記②-3. で「比較的不満」または「不満」をチェックした場合には、その不満の内容を下記から選択してください(複数可)。						
<input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号～第6号(識別性の判断) <input type="checkbox"/> 第4条第1項第1号(類似性の判断) <input type="checkbox"/> 第6条第1項又は第2項(指定商品・役務の判断) <input type="checkbox"/> その他(具体的な内容を下記、記載欄にご記入ください)						
上記②-3. 拒絶理由等についての審査官間の判断の均質性に関して、具体的なご意見の内容(個別の事案を含む)をご記入ください。						
<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>						



**【商標】 商標審査全般の質について (2/2)**

**【2】 商標五庁 (TM5) との審査の質の比較**

**1. 商標五庁 (TM5) との審査の質の比較に関する以下の各項目についてお答えください。**

① 商標審査の質に関し、次の観点からそれぞれ優れている (または望ましい) と感じる庁があればチェックしてください。 (複数庁を選択可)  
 ※特に優れていると感じる庁がない観点、比較できない観点は、チェックしていただく必要はありません。  
 ※審査の質がよく分からない庁、他庁と比較できるほど審査を受けた経験がない庁については、「分からない/経験がない」をチェックしてください。  
 ※JPO=日本国特許庁、USPTO=米国特許商標庁、EUIPO=欧州連合知的財産庁、CNIPA=中国国家知識産権局、KIPO=韓国特許庁

	JPO	USPTO	EUIPO	CNIPA	KIPO
0. 分からない/経験がない	<input type="checkbox"/>				
1. 審査における判断・理解	<input type="checkbox"/>				
2. 審査における判断の均質性	<input type="checkbox"/>				
3. 拒絶理由通知書等の記載内容	<input type="checkbox"/>				
4. 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション	<input type="checkbox"/>				

上記①の各項目について、各庁に対しそのような印象を感じた理由について具体的な内容をご記入ください。

**② 日本国特許庁と比較して、商標の識別性の判断の印象をお聞かせください。【必須】**

(日本国特許庁より)

	厳しい	やや厳しい	同等	やや厳しくない	厳しくない	分からない/経験がない
1. 米国特許商標庁 (USPTO)	<input type="radio"/>					
2. 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	<input type="radio"/>					
3. 中国国家知識産権局 (CNIPA)	<input type="radio"/>					
4. 韓国特許庁 (KIPO)	<input type="radio"/>					

**③ 日本国特許庁と比較して、商標の類似性の判断 (類否判断の幅) の印象をお聞かせください。【必須】**

(日本国特許庁より)

	広い	やや広い	同等	やや狭い	狭い	分からない/経験がない
1. 米国特許商標庁 (USPTO)	<input type="radio"/>					
2. 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	<input type="radio"/>					
3. 中国国家知識産権局 (CNIPA)	<input type="radio"/>					
4. 韓国特許庁 (KIPO)	<input type="radio"/>					

**④ 日本国特許庁と比較して、指定商品・指定役務の判断 (採択の是非) の印象をお聞かせください。【必須】**

(日本国特許庁より)

	厳しい	やや厳しい	同等	やや厳しくない	厳しくない	分からない/経験がない
1. 米国特許商標庁 (USPTO)	<input type="radio"/>					
2. 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	<input type="radio"/>					
3. 中国国家知識産権局 (CNIPA)	<input type="radio"/>					
4. 韓国特許庁 (KIPO)	<input type="radio"/>					

**⑤ コメント (上記②~④に関して、項目を特定した上で、各庁に対しそのような印象を感じた理由について具体的な内容をご記入ください。)**

項目	<input type="text"/>
ご意見	<div style="background-color: #cccccc; height: 20px;"></div>
項目	<input type="text"/>
ご意見	<div style="background-color: #cccccc; height: 20px;"></div>
項目	<input type="text"/>
ご意見	<div style="background-color: #cccccc; height: 20px;"></div>

**【3】 その他**

その他、審査の手続や質に関してご意見がございましたら、ご記入ください。